

議会議案第一号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（携帯電話の利用制限等）

第三十三条の二 県は、青少年による携帯電話端末又はP H S 端末（以下この条において「携帯電話端末等」という。）の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の施策の推進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全育成に資するよう適切な対応に努めるものとする。

3 保護者は、特に小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。

4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互に連携して、携帯電話端末等の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

議会議案第二号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
 条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和
 四十九年石川県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十六人」を「四十三人」に改める。
 第二条の表金沢市選挙区の項中「十七人」を「十六人」に改め、同表七尾市選挙区の項中「三人」
 を「二人」に改め、同表中

羽咋市羽咋郡南部選挙区	羽咋市及び羽咋郡のうち宝達志水町	二人
松任市石川郡西部選挙区	松任市及び石川郡のうち美川町	三人
かほく市選挙区	かほく市	一人
能美市能美郡選挙区	能美市及び能美郡	二人
石川郡東南部選挙区	石川郡のうち美川町を除く区域	三人

を

羽咋市羽咋郡南部選挙区	羽咋市及び羽咋郡のうち宝達志水町	二人
かほく市選挙区	かほく市	一人
白山市選挙区	白山市	四人
能美市能美郡選挙区	能美市及び能美郡	二人
石川郡選挙区	石川郡	二人

に改め、同表鳳珠

郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議会議案第三号

石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則（平成三年石川県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表中

意見書等調整会議	議員提出議案（意見書及び決議）の調整を行うこと。
議案等調整会議	議員提出議案（条例、意見書及び決議）の調整を行うこと。

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第4号

国直轄事業負担金の見直しを求める意見書

公共事業に係る国直轄事業負担金のあり方については、地方分権改革推進委員会において廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識が示されているところであり、今般の追加経済対策においても、地域活性化のための公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減する方策も取られていることなどから、4月24日には、直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しなどに係る緊急の基本的な考え方も示されたところである。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中、負担金のあり方をめぐる議論が地方からも提示され、全国知事会と関係府省との意見交換も行われているところである。

よって、国におかれては、国直轄事業負担金のあり方について、地方の意見に真摯に耳を傾け、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度を構築する方向で見直すよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、負担金の基準や内訳明細について、早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、事業主体として地方への説明責任を果たすこと。負担金の対象とし得る経費の範囲について、明確な線引きを行うこと。
- 2 直轄事業の実施にあたっては、事前協議制度を導入するなど、地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること。
- 3 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う者が負担することが原則であり、早期に廃止すること。
- 4 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にして直轄事業の範囲を必要最小限度にするとともに、地方の受益と負担の観点から必要な検討を行い、制度の根幹を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

新型インフルエンザ対策に関する意見書

メキシコ等において新型インフルエンザが発生し、世界各国で感染の広がりが見られる中、6月12日、WHOは警戒レベルを「フェーズ6」に引き上げる決定を行ったところである。現在、国においては、基本的対処方針等に基づき、弾力的な対策を講じ、感染拡大防止、適切な医療の提供、医療体制の充実強化等に努めているが、既に水際対策での限界が明らかになっており、さらなる感染拡大防止と秋以降の第2波に備えて、新型用ワクチンや医薬品の研究・開発など、対応策を急ぐ必要がある。

よって、国におかれては、下記事項について、特段の取り組みを行い、国、地方挙げて万全の取り組みができるよう強く要望する。

記

- 1 国の万全の危機管理体制の下、感染情報やWHOの発する情報などについて、地方自治体への迅速な情報提供を行うこと。
 - 2 新型インフルエンザへの対策について、国民への周知を徹底するとともに、相談窓口や保健医療機関の整備充実を図ること。
 - 3 新型インフルエンザに対応するワクチンの早期製造に全力を挙げるとともに、ワクチン接種を円滑かつ確実に実施できる仕組みを構築すること。
 - 4 幼稚園、保育園、小中高等学校、社会福祉施設などにおける健康チェックのための体制づくりについて、その対応方針を早急に徹底すること。
 - 5 感染防止対策に伴う活動の制約等によって生じた特別な損失に対し、その関係者等への適切な支援措置を講じるとともに、風評被害によって経営が悪化した事業者等への緊急的な支援措置を着実に実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第6号

北朝鮮の核実験・ミサイル発射に抗議する意見書

北朝鮮は去る5月25日、2006年10月に続き2回目の核実験を強行したばかりでなく、4月5日に続き、再びミサイル発射を強行した。

こうした北朝鮮の行為は、我が国の安全に対する重大な脅威であるとともに、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく害するものとして極めて憂慮すべきものであり、唯一の被爆国の我が国としては、断じて容認できるものではない。

よって、国におかれては、国連安全保障理事会が全会一致で採択した、新制裁決議1874の履行を徹底するとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮の脅威から我が国を守るための、日本独自の追加制裁を含めて、あらゆる措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第7号

ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

現下の厳しい雇用状況の中で、求職や各種助成金の申請、職業訓練の申し込みなどで、地域のハローワークの窓口は、大変な混雑を呈しており、中には、窓口で3時間、4時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られる。

また、休日・夜間の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実態も見られる。

こうした状況から、今般の経済危機対策においてハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実強化することが決定されている。

よって、国におかれては、下記の事項に配慮の上、機能強化を図るよう強く要望する。

記

- 1 ハローワークの職員や、相談員の増員に当たっては、単に窓口業務が集中する都市部に重点配分するだけでなく、地方のハローワークの業務の実態に応じて、適切な配分を行うこと。また、雇用調整助成金の窓口相談に当たっては、つなぎ融資の制度などについても、適切な情報提供を行うよう努めること。
- 2 地域の実情に応じて、夜間、休日の窓口業務の開庁を行うなど機能強化を図ること。
- 3 職業訓練情報等連携推進員については、ジョブカフェなどへの重点配分を行い、若者、学生などの就職相談機能を強化すること。
- 4 雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化するとともに、アウトリーチ型の相談体制や、必要に応じて社会保険労務士の活用を図るなど、きめ細かな体制整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第8号

経済危機対策の円滑な実施に関する意見書

世界同時不況により、我が国経済は短期的、構造的な危機に直面しており、本県経済へも深刻な影響を与えている。

現下の経済危機に際し、政府は総額約15兆円の経済危機対策を策定し、この対策を盛り込んだ平成21年度補正予算が5月29日に成立した。

同予算には、景気の底割れを回避するための、雇用の確保や金融面の対策、未来の成長を見据えた対策、地方公共団体が地域の実情に応じて将来に向けて実施する施策等のほか、公共投資が円滑に実施できるように、経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金などが盛り込まれている。

今回の国家的経済危機を乗り越え、国民生活の安定を図るうえで、国と地方は一体となって円滑な予算執行に努めていく必要がある。

よって、国におかれては、各種基金造成事業の制度設計を早期に明らかにするなど、同予算を迅速に執行するため特段の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会